

ドイツにおける防疫措置（ザールラント州における緩和措置）

2020年6月13日
在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント】

●ザールラント州政府は、6月15日から6月28日まで有効となるコロナ対策州令の改正を行いました。

【本文】

1. ザールラント州政府は、6月15日から6月28日まで有効となるコロナ対策州令の改正を行いました。改正の主な内容は以下のとおりです。

(1) 100人までの屋外での行事及び、50人までの屋内での行事が再開可能となります。10人を超える行事については、主催者は各地の警察に事前に届出を行い、参加者の追跡を可能とする等の措置をとる必要があると定められています。

(2) レストラン等飲食店について、他に定めのない限り、24時まで営業可能となります。

(3) スポーツについて、最大20人までで実施可能となる他、上記(1)の基準を満たす範囲で観戦も可能となります。

(4) 劇場、オペラ座、コンサートホール等文化施設が再開可能となります。

(5) 屋内での合唱の練習等について、最大10人まで実施可能となります。ただし、追跡のための連絡先の把握や、適切な距離として3メートル以上の間隔をあけて行うこと、換気を行うこと等が求められています。

(6) サウナが再開可能となります。

(7) 学校について、引き続き段階的に通常化に向かうと定められておりますので、詳細は各学校にお問い合わせください。

2. 詳細は、州政府プレスリリース及び州令本文（いずれも独語）をご覧ください。

(1) プレスリリースその1：

https://corona.saarland.de/DE/service/medieninfos/_documents/pm_2020-06-11-erneute-lockerungen-und-aenderungen.html

(2) プレスリリースその2：

https://corona.saarland.de/DE/service/medieninfos/_documents/pm_2020-06-12-ch%C3%B6re.html

(3) 州令本文：

<https://corona.saarland.de/DE/service/massnahmen/verordnung-stand-2020-06-10.html>

【参考】

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_165.html#ad-image-0

■在ドイツ日本国大使館ホームページ（新型コロナウイルスに関する最新情報）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関する Q&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：konsular@fu.mofa.go.jp